

申込者の保護者（父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合は後見人）の令和2年中の「認定所得額」が「所得基準額」以下であること。

認定所得額とは、1所得金額から2特別控除額を差し引いた金額をいいます。

（令和4年度申込み分より、所得要件が国の基準に合わせ見直しされました。）

1 所得金額を算出します

< 給与所得の場合 >

- 1 所得証明書等における収入金額（控除前）。
- 2 保護者のうち、**給与所得の年間収入額が多い者**（給与所得のある者が1人の場合を含む。）にあつては、**(A)**の表、**少ない者**にあつては**(B)**の表を適用する。
なお、年間収入金額が同額の場合については、いずれか一方の者は(A)の表、他方の者は(B)の表を適用する。

給与所得者の場合による所得額

(A)	年間収入金額	所得額 (1万円未満切捨)
	268万円未満の場合	0円
	268万円以上400万円以下の場合	収入金額 × 0.8 - 214万円
	401万円以上781万円以下の場合	収入金額 × 0.7 - 174万円
	782万円以上の場合	収入金額 - 408万円

(B)	年間収入金額	所得額 (1万円未満切捨)
	65万円以下の場合	0円
	66万円以上180万円以下の場合	収入金額 × 0.6
	181万円以上360万円以下の場合	収入金額 × 0.7 - 18万円
	361万円以上660万円以下の場合	収入金額 × 0.8 - 54万円
	661万円以上1,000万円以下の場合	収入金額 × 0.9 - 120万円
	1,001万円以上1,500万円以下の場合	収入金額 × 0.95 - 170万円
	1,501万円以上の場合	収入金額 - 245万円

< 給与所得以外の場合 >

- 1 所得証明書等における所得金額（確定申告書の所得金額）。 **(C)**

収入金額（又は売上高）から、必要経費を差し引いた金額を記入します。

必要経費は、事業所得では、売上品原価＋営業経費（給料賃金・減価償却費、業務にかかる公租公課等）、農業所得では、肥料・種苗・飼料・動力機の燃料等（過去1か年間の収入を得るために実際に消費した分）の購入費とします。

【所得金額の計算表】

保護者	年間収入金額	計算式	所得金額（1万円未満切捨）
多い者(A)			万円
少ない者(B)			万円
給与以外(C)			万円
所得金額合計			① 万円

2 特別控除額を算出します

別表 特別控除額表 で当てはまるものを記入してください。

	続柄	氏名	在学学校名	学年	通学別	控除額
就学者控除			立	学年	自宅・自宅外	万円
			立	学年	自宅・自宅外	万円
			立	学年	自宅・自宅外	万円
			立	学年	自宅・自宅外	万円
	本人	本人分控除額*			自宅・自宅外	万円*
					授業料年額（大学・専修学校（専門課程）等）	万円
以下の欄は、該当し控除希望する場合に記入						
その他控除	母子・父子世帯（一律 99 万円）					万円
	障がいのある人がいる世帯（1 人につき 99 万円）					万円
	長期療養者がいる世帯（実費）					万円
	主たる家計支持者が別居している世帯（実費。71 万円限度）					万円
	火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯（実費）					万円
	大学生までの子供が 2 人超の場合（例.3 人の場合は 1 人、4 人の場合は 2 人） 2 人を超える人数（ 人）×（本人分控除* + 50 万円）					万円
特別控除額合計 ②						万円

3 所得基準額と認定所得額を比較します

所得基準額表

世帯人数	高等学校等	大学等
2 人	165 万円	198 万円
3 人	190 万円	212 万円
4 人	206 万円	229 万円
5 人	221 万円	239 万円
6 人	234 万円	250 万円
7 人	246 万円	262 万円
8 人	257 万円	274 万円
備考	8 人を超える場合は、 1 人増すごとに 11 万円 を世帯人員 8 人の所得 基準額に加算する。	8 人を超える場合は、 1 人増すごとに 12 万円 を世帯人員 8 人の所得 基準額に加算する。

≧

所得金額 ①	万円
特別控除額 ②	万円
認定所得額 ① - ②	万円

判定	可・否
----	-----

※ 高等学校等…高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、
専修学校の高等課程に在学する人

※ 大学等…大学、短期大学、専修学校の専門課程、高等専門学校に在学する人

別表 特別控除額表

特別の事情	特別控除額					
就学者のいる世帯 児童・生徒・学生1人あたり (奨学金の貸与を受ける者を除く。)	小学生		31万円			
	中学生		46万円			
	区分		自宅通学		自宅外通学	
	高等学校	国・公立	39万円		69万円	
		私立	88万円		118万円	
	高等専門学校	国・公立	39万円 (1～3学年)	43万円 (4, 5学年・専攻科)	69万円 (1～3学年)	72万円 (4, 5学年・専攻科)
		私立	88万円 (1～3学年)	87万円 (4, 5学年・専攻科)	118万円 (1～3学年)	116万円 (4, 5学年・専攻科)
	大学 (短大含む)	国・公立	74万円		121万円	
		私立	133万円		180万円	
	専修学校 (高等課程)	国・公立	39万円		69万円	
私立		88万円		118万円		
専修学校 (専門課程)	国・公立	36万円		81万円		
	私立	102万円		147万円		
本人分の控除額 「授業料年額」とは、申込時における授業料年額とする。	区分		自宅通学		自宅外通学	
	高等学校	国・公立	39万円		69万円	
		私立	88万円		118万円	
	高等専門学校	国・公立	39万円 (1～3学年)	43万円 (4, 5学年・専攻科)	69万円 (1～3学年)	72万円 (4, 5学年・専攻科)
		私立	88万円 (1～3学年)	87万円 (4, 5学年・専攻科)	118万円 (1～3学年)	116万円 (4, 5学年・専攻科)
	大学 (短大含む)	国・公立	23万円＋授業料年額		70万円＋授業料年額	
		私立	37万円＋授業料年額		84万円＋授業料年額	
	専修学校 (専門課程)	国・公立	19万円＋授業料年額		64万円＋授業料年額	
		私立	41万円＋授業料年額		86万円＋授業料年額	
	母子・父子世帯	一律 99万円				
障がいのある人がいる世帯	一人につき		99万円		※障がい者手帳の写し等の証明書類が必要	
長期療養者がいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている金額。診療代、治療代、医薬品代に限る。 (食費等は対象外) ※直近3か月分の領収書の写し等必要					
主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別な支出をしている年間金額(71万円を限度)。住居費、光熱水道費等に限る。(交通費・食費等は対象外) ※直近3か月分の領収書の写し等必要					
火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材、あるいは生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があって、将来、長期にわたって支出増または収入減になると認められる年間金額。 ※被害を受けたことがわかる書類必要					

備考

- 1 該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、それらの特別控除額をあわせて控除することができる。
- 2 申込時において、大学生までの子供が2人を超える世帯については、その超える人数につき、本人控除額に50万円を加えた額を乗じた額をさらに控除する。